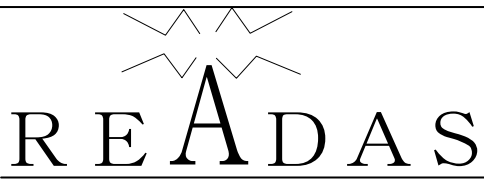


第 5250 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月19日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 出張旅費を支給するとき

**Q**：社員に出張旅費を支給する場合、源泉徴収は必要ですか？

**A**：通常必要と認められるものは、源泉徴収の対象になりません。

### 【解説】

所得税法では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するために旅行をした場合に、それに伴い支給される金品でその旅行に通常必要と認められるものについては所得税を課さないこととしています。

そして、その非課税とされる金品とは、その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められるものとし、その判定に当たっては、次の事項を勘案するものとしています。

- ①その支給額が、その支給をする役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- ②その支給額が、その支給をする会社と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

したがって、その社員に支給する出張費が通常必要と認められる範囲のものであれば、所得税の対象にならず、源泉徴収は不要ということになります。

